（海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正）

第七条　海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（届出を要しない貸渡しの期間） **第十一条**　法第三十九条第一項ただし書の国土交通省令で定める期間は、六月（当該船舶に係る貸渡しが定期傭船である場合については二年）とする。	（届出を要しない貸渡しの期間） **第十一条**　法第三十九条第一項ただし書の国土交通省令で定める期間は、六月（当該船舶に係る貸渡しが期間傭船である場合については二年）とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十二号

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十六号）の施行に伴い、及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第六十六条第一項の規定に基づき、貨物自動車運送事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

貨物自動車運送事業法施行規則の一部を改正する省令

貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（権限の委任） **第四十二条**　法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。 一～二十三　（略） 二十四　特定貨物自動車運送事業に関する権限（第三項及び第四項並びに附則第六条第一項に規定するもの並びに法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の規定による届出の受理を除く。） 二十五　貨物軽自動車運送事業に関する権限（第四項及び附則第六条第二項に規定するものを除く。） 二十六・二十七　（略） （削る） 2　（略） 3　法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。 一　法第二十四条の二（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による情報の整理及び公表 二　法第六十四条第一項の勧告（国土交通大臣が行った法第三十三条の規定による処分に係るもの及び貨物軽自動車運送事業に関するものを除く。）及び当該勧告に係る法第六十四条第二項の意見の聴取 4　法第六十条第一項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二項（地方実施機関に係る部分に限る。）、第四項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第五項（地方実施機関に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣の権限並びに法第六十四条第一項の勧告（貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。）及び当該勧告に係る同条第二項の意見の聴取は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。	（権限の委任） **第四十二条**　法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。 一～二十三　（略） 二十四　特定貨物自動車運送事業に関する権限（法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の規定による届出の受理を除く。） 二十五　貨物軽自動車運送事業に関する権限 二十六・二十七　（略） 二十八　法第六十四条第一項の勧告（国土交通大臣が行った法第三十三条の規定による処分に係るものを除く。）及び当該勧告に係る法第六十四条第二項の意見の聴取 2　（略） 3　法第二十四条の二（法第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による情報の整理及び公表は、地方運輸局長も行うことができる。 （新設） （新設） 4　法第六十条第一項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二項（地方実施機関に係る部分に限る。）、第四項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第五項（地方実施機関に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。